

非正規雇用労働者待遇改善支援センター「開所日（3月分）」のお知らせ

まずは、お電話018-823-3883で、お気軽にお問い合わせください。

現在、不安定な雇用・生涯にわたる低賃金・老後を含む複合的生活不安などに曝されやすい非正規労働者（パート・派遣・契約社員など）はその総数およそ2,000万人、雇用労働者全体の4割弱（女性では6割弱）を占め、不本意非正規雇用者も25～35歳層では1/4を超えております。

こうしたことから「働き方改革」は国の最も重要な施策とされており、「長時間労働の是正・非正規労働者の処遇改善・同一労働同一賃金の実現」などを目指すとしております。

センターは働き方をめぐる労働時間・休日・休暇、定年再雇用・解雇、セクハラ・パワハラ・労働トラブルなどあらゆる問題に対応しております。

パート・派遣・契約社員等で働いている皆様、企業の人事担当者の皆様のご相談・ご利用をお待ちしております。センターは厚生労働省の委託事業として無料で運営されております。

平成30年3月 センター開設日

*コンサルタントは、全員社会保険労務士（国家資格者）です。

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
			9:00～17:00	9:00～17:00		
5	6	7	8	9	10	11
9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00		
12	13	14	15	16	17	18
9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00		
19	20	21	22	23	24	25
9:00～17:00	9:00～17:00	(春分の日)	9:00～17:00	9:00～17:00		
26	27	28	29	30		
9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00		
31						
9:00～17:00						

* 秋田県非正規雇用労働者待遇改善支援センター ☎018-823-3883

秋田市大町3-2-44（大町ビル3F 秋田県社会保険労務士会別室）

* 開所時間内であっても、コンサルタントが在席していない場合がございますので、ご来所される際には事前にご確認ください。